

公益財団法人武蔵野市子ども協会 一般事業主行動計画

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」と女性職員の活躍の一層の推進を図ることを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、当法人も職員がその能力を発揮し、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の様に行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日 (3 年)

2. 内容

目標 1 : 出産・育児支援制度の充実

- ・女性の育児休業取得率を 100%とする
- ・男性の育児休業取得者を 1 名以上とする

<対策>

- 平成 29 年 4 月～
- ・職員向けの制度概要説明資料の作成・配布
 - ・男性職員の配偶者の出産予定を把握し、制度取得の促進

目標 2 : 年次有給休暇の取得促進

- ・一人あたり年次有給休暇を平均年 10 日以上取得する

<対策>

- 平成 29 年 4 月～
- ・年次有給休暇取得率の調査
 - ・年次有給休暇取得促進に向けた社内外における取り組み好事例を紹介
 - ・所属長に対して、職員の年次有給休暇等の取得状況を把握させ、年次有給休暇の取得を指導

目標 3 : 超過勤務の縮減

- ・一人あたりの超過勤務時間を対前年比 10%減する

<対策>

- 平成 29 年 4 月～
- ・ノー残業デーの実施
 - ・所属ごとの数値目標の設定と徹底的なフォローアップ
 - ・所属長のマネジメントや帰りやすい職場風土づくりに対する研修を実施